

基金募集のお願い

一般社団法人法第 131 条及び一般社団法人 B i s u i D a i s e n 定款 第 25 条に基づき下記の通り基金を募集します。

基金募集要項

法人の名称 一般社団法人 B i s u i D a i s e n

1. 基金の趣旨

当法人は、鳥取県米子市淀江町・鳥取県西伯郡大山町、及びその周辺地域（以下「美水大山地域」という。）を体験型・交流型のニューツーリズムの場と位置づけ、地域と連携して、地域の魅力・価値を向上させることを目的として設立しました。

当法人の財産的基礎を成し、運営基盤の強化を図るため、基金の募集を実施します。

2. 募集計画

基金募集予定額：1,000 万円（10,000 口）

基金一口あたりの額：1,000 円

基金拠出上限額：無制限

基金募集期間：2022 年 10 月 10 日～2023 年 3 月 31 日

3. 基金拠出者への告知と基金支払予定期間

基金拠出者告知方法：2022 年 10 月中旬に告知

基金支払予定期間：2022 年 10 月 10 日～2023 年 3 月 31 日

4. 金払込の取引場所

一般社団法人 B i s u i D a i s e n が指定する下記金融機関の口座とします。

なお、振込手数料は当法人負担とします。

振込先

鳥取銀行 米子営業部

普通口座 474180

口座名義 一般社団法人 B i s u i D a i s e n

5. 基金の拠出者の権利に関する規定

当法人の基金に関する定款規定は次のとおりです。

（基金の拠出等）

第 25 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

6. 基金募集事項

① 基金は一口 1 万円で、何口でも拠出していただくことができます。

② 基金には利息がつきません。

③ 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還いたしません。

④ 基金拠出者は、社員総会における議決権その他法人の運営に関する権限を有しません。

⑤ 5. の基金の拠出者の権利に関する規定を讀んでいただき、「基金引受申込書」に必要な事項を記入して当法人への申込をしたうえで、上記 4. の指定口座へお振込みください。

7. お問い合わせ先

一般社団法人 B i s u i D a i s e n

住 所：鳥取県米子市淀江町今津 5 0 番地 1

電 話：0 8 5 9 - 3 0 - 3 8 8 9

お問合せ：フォームからお問い合わせください。

担 当：専務理事 田中 洋子